

新宿区地球温暖化対策専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区環境審議会(以下「審議会」という。)の専門部会として、新宿区環境基本条例(以下「条例」という。)第21条第2項第2号の環境の保全に関する基本的事項に該当する事項について調査審議を行うため、新宿区地球温暖化対策専門部会(以下「部会」という。)を設置するに当たり、新宿区環境審議会規則(以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査事項)

第2条 部会は、審議会からの求めに応じて、条例第22条第2項第2号の環境の保全に関する基本的事項に該当する次に掲げる事項について調査審議を行う。

新宿区省エネルギー環境指針の見直しに係る事項

新宿区(以下「区」という。)が推進する再生可能エネルギーの導入に係る事項

区が策定する(仮称)地球温暖化対策新実行計画の内容に係る事項

(部会の組織)

第3条 審議会の会長は、規則第6条第2項の規定により、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、部会員として指名するものとする。

学識経験を有する者 3人

区民 3人

(部会員の任期)

第4条 部会員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 規則第6条第3項の規定により指名される部会長のほか、部会に副部会長を置く。

2 副部会長は、部会員の互選により定める。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 部会の議事は、出席した部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

2 前項に基づき、部会員以外の者を出席させる場合は、第8条の規定により、区は、報償費を支払うものとする。

(部会員以外の者に係る報償費)

第8条 部会員以外の者に支払う報償費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

学識経験を有する者 1時間につき12,000円

区民及び事業者等 1時間につき5,000円

2 前項の報償費の支払い方法は、別に定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 部会の庶務は、環境清掃部環境対策課が行なう。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。